



佐賀県公報

平成17年
9月1日
(木曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告 示

- ◎住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱の一部改正 (四六三・建築住宅課) 一
- 平成十七年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度(四六四・森林整備課) 一
- 公 告
- 佐賀県有明海区における区画漁業の免許 (水産課) 二

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百六十三号

住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱(平成十三年佐賀県告示第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年九月一日

佐賀県知事 古 川 康

第一条中「景観等に配慮した住宅及び子育て環境の向上に資する住宅」を削り、「対し助成する」を「対する補助」に改め、「及び住環境の整備」を削る。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三条の見出し中「助成」を「補助金交付」に、「選考」を「選定」に改め、

同条第一項中「利子補給を」を「補助を」に、「利子補給金助成」を「補助金交付」に、「選考」を「選定」に改め、同条第二項中「利子補給金助成」を「補助金交付」に改める。

第四条の見出し及び同条中「助成」を「補助」に改める。

第五条の見出し中「助成」を「補助」に改め、同条第一項中「利子補給金助成」を「補助金交付」に、「利子補給金を」を「補助金を」に改め、同条第二

項を削る。

第六条中「利子補給金」を「補助金」に改め、「及び補助」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱(以下「改正前の要綱」という。)第三条第一項の規定に基づき利子補給金助成対象者として選考されている者に対する利子補給金の交付については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱第五条第二項第一号に該当する住宅に係る利子補給金助成対象者を平成十八年三月三十一日までに選考した市町村に対する補助については、なお従前の例による。

◎佐賀県告示第四百六十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年九月一日

佐賀県知事 古 川 康

区域の名称	同上に含まれる森林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼郡(三瀬村を除く。)及び三養基郡の一円	三三四〇五
川上川	佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村及び小城市(小城町及び三日月町に限る。)の一円	五四五九二
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	三九八九三

六角川	多久市、武雄市、小城市（牛津町に限る。）及び杵島郡の一円	二七一	六八
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二五一	七三
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の一円	三六五	四九

有区第4059号	有区第4059号	〃	〃
----------	----------	---	---

○ 公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、佐賀県有明海区における区画漁業を次のとおり免許した。

平成17年9月1日

佐賀県知事 古 川 康

区画漁業権（かき垂下式養殖業）

漁場計画の 際の 公示番号	免許番号	漁 業 者		免許の内容等
		住 所	氏 名	
有区第2102号	有区第2102号	藤津郡太良町大字 大浦内530番地3	大浦漁業協同組合	平成17年佐賀 県告示第329号 の公示内容の とおり

区画漁業権（あさり養殖業）

漁場計画の 際の 公示番号	免許番号	漁 業 者		免許の内容等
		住 所	氏 名	
有区第4056号	有区第4056号	藤津郡太良町大字 大浦内530番地3	大浦漁業協同組合	平成17年佐賀 県告示第329号 の公示内容の とおり
有区第4057号	有区第4057号	〃	〃	
有区第4058号	有区第4058号	〃	〃	

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

